

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年2月28日(月) 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説 明 員 なし
6. 傍 聴 者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 閉会中の継続調査について
 - 2 陳情第31号 『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知すること』に関する陳情
 - 3 陳情第5号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書
 - 4 その他

午後2時36分 開 議

○赤木忠徳委員長 総務常任委員会を開会いたします。

1 閉会中の継続調査について

○赤木忠徳委員長 本日の議題でございますが、最初に閉会中の継続調査について協議いたします。現在、財政運営について、平和行政について、公契約条例について、指定管理者制度の運用について、この4点を所管事務調査事項にしておりますが、どのように取り扱いたしましょうか。この4点につきましては、取りやめるといふことになれば報告をしなくてはいけないのですが、現在全ての事項につきまして継続中でございますので、最終報告ができません。したがって、これについては継続という取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では、そのように取り計りたいと思います。

2 陳情第31号 『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知すること』に関する陳情

○赤木忠徳委員長 続きまして、島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議し、島根県及び中国電力株式会社に決議したことを通知することに関する陳情の取り扱いについては、一度この総務常任委員会において陳情を受けまして決議文をつくり表明しようというところまでは来ていたのですが、その後、地元の松江市が住民投票をしないと。それから賛成多数で再稼働を容認するという動きが出て、市長が再稼働の同意を表明された。周辺の市についても、同様の動きがございます。それ

を受けて、最終的にこの取り扱いについて決定したいと思います。どういたしましょうか。福山委員。

○福山権二委員　　初め議論したときと今の情勢が違うということでは、近所の自治体がオーケーしているということになるのですけれど、今回の決議をする陳情が来ているものについて、その願意からすれば、周辺の自治体が議会も承認したということで願意が消滅するものではないと思うので、基本的には出していくことが大事だろうと思います。松江から7,000人近い人が庄原市へ来るみたいな計画があるとなっておりますけれど、松江市がその再稼働を容認するのなら、その責任はあなたたちでとれということにこちらはなりますので、もし事故が起こった場合にはこちらに来ないで松江市内で頑張れということになったり、周辺で島根県とか出雲とか米子とか境港に、オーケーするところに行きなさいという理屈も成り立つので。

○赤木忠徳委員長　　福山委員、発言には慎重に丁寧をお願いします。

○福山権二委員　　事故があって退避する人を受けないということはないですけれど、何千人も来るような計画がまだきちんと庄原市でも受け入れる体制ができていないのにとということもあわせて、危険性が除去されていないということを判断したら、これは議決すべきではないかと思います。

○赤木忠徳委員長　　徳永委員。

○徳永泰臣委員　　福山委員と一緒に、近隣の市町が幾ら賛成したといっても、やはり庄原市としての意見ということはしっかり伝えておくべきではないかと、私は考えます。

○赤木忠徳委員長　　副委員長。

○坪田朋人副委員長　　私としましては、これが何のために、例えば賛成とか否決とかするにしても、何をメインにこの陳情について否決していくのかということなので、陳情自体が再稼働しないことということなので、今お伺いしているのは避難するときに対しての話だったので、その辺はしっかりとはっきりしておいたほうがいいのかと思ひまして、私自身としては再稼働するかしないかについてなのか、例えば再稼働して、もし何かあったときに約7,000人の避難者が来るということに対しての反対なのかということところは、考えないといけないのかなと思ひました。

○赤木忠徳委員長　　この文章につきましては、最終的には再稼働をしないことを目的として出すようにということです。ですから、避難のことにつきましては、島根県と広島県が同意したということで、これとはまた少し違うところですね。ちょうどこの12月に直下型地震ということがどこでも起こり得るということで、特に松江原発の場合は、鹿島断層というものがちょうど近くにありまして、マグニチュード7以上のものの発生率が0.9から6%の確率で起こり得るという、これは国が出した資料です。こういうものが近くに走っているところで、原発を再稼働することについては是非を問う形で、再稼働をしないようにという形の声明文は出せるかなと思ひています。谷口委員。

○谷口隆明委員　　原発そのものが再稼働をしたとしても、出てきた燃料の廃棄物の処理が実際はできないということとか、もし事故があった場合はそういう避難も含めて、大変なことになるし、今あったように危険な活断層もあるということなので、やはり周辺の自治体は、電気が足りなくなるのでということ言っていますが、実際は全部とまっても電気はあったし、今、再生可能エネルギーとかいろいろなことをこれからやろうというときなので、そういうきちんとだめなものはだめだという意見を表明していくべきだと思います。それを受けて、島根県とか中国電力がどう動くかわかりませんが、先ほど徳永委員が言われたように、近くが賛成するのならということとは理屈としては成り立たないのではないかと思いますので、非常に危険なものであることは、福島原発でわかったわけですから、も

し何かあったら、もう中国地方は放射能の影響を受けることは明白ですので、やはり再稼働はしないほうが良いというのは、純粋な願いでいいのではないかと思いますのですが。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。それでは、当初の計画どおり、これは再稼働に対して、しないことを表明する決議でよろしいですか。

○谷口隆明委員 文章がおかしい。例えば、人道的な立場から協力していくことにはします、はおかしい。立場から協力は当然しなければならぬし、それから、発電所の再稼働をしないことを表明する、それもおかしい。再稼働をしないことを求める、か何かにならないとおかしいです。文章が少しおかしいので、要は、再稼働しないことを求める、という意味でいいのではないですか。

○赤木忠徳委員長 今、皆さんの声の中で近くに直下型地震の可能性のある断層もあるし、放射性物質の使用済みの燃料の発生、その処分がどのようにも決まっていな段階での原発の再稼働をしないよという形の文書を作らせていただきますので、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 この3月議会で出ささせていただいていいですか。藤原委員。

○藤原洋二委員 断層があるなしもあるのですけれども、基本的には、わかりやすくいえば南海トラフのような指定がないところは全部直下型、庄原市についても直下型の6.9は、各計画においても全部整理をしますので、それは当たり前のことなのです。なのでそれを盾にするのであれば、電力の供給に対して、余りにも無責任。過去に2号機の事件があったりした場合の意見ならですけれども、通常どおりやってきた中で再稼働について反対するのであればなかなか難しい判断だと思えるのですけれども。国内全部、ここに限らず、再稼働なりしているわけですから、そのあたりをどう考えるかというのは、基本的に整理をしておかないと。電気はもちろんいるけれども、再稼働だけを許さないのか、原子力に頼らないということを言うのか。このあたりは整理しておく必要があると思います。

○赤木忠徳委員長 今、藤原委員から電力の供給源についての課題が出されましたが、庄原市議会としては、そこまで踏み込んで文章化する必要は、私はないと思っています。というのは、まず、安全、安心であるということを確認した上で再稼働するべきものが、それが当然、先ほど言いました使用済み核燃料の処理の形もまだ決まっていな段階での再稼働についても疑問が残るところでありますので、その形で文書を作らせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。

○山崎啓介議会事務局主任 意見書ではなく決議という形で出されるということでもよろしいでしょうか。意見書ということになりますと法定の意見書は、島根県に対して出すことはできると思いますが、中国電力に対しては、法定の意見書は出せないということになるかと思いますが、提出先については、島根県ということでもよろしいですか。

○赤木忠徳委員長 皆さんどうでしょう。福山委員。

○福山権二委員 決議ならそれで送れるということですよ。

○赤木忠徳委員長 事務局。

○山崎啓介議会事務局主任 決議であれば宛先がないという形になります。

○福山権二委員 決議でいいのではないかと。

○赤木忠徳委員長 島根県にも出さないということですね。庄原市だけであるということですね。

- 福山権二委員 決議してから中国電力へ送ることができるということですか。
- 赤木忠徳委員長 事務局。
- 山崎啓介議会事務局主任 法定の文書ではありませんので、相手に受理する義務がないということになるようで、出すことはできるけれども相手が受け取るかどうかは相手次第ということになります。
- 赤木忠徳委員長 谷口委員。
- 谷口隆明委員 決議を議会として上げるということが重要なので、それを相手がどう受けとめるかということまでは別に、公的な市議会が決議したということが、インパクトがあると思うので。
- 赤木忠徳委員長 決議書を上げるということで、庄原市議会として表明するということですね。そのようにさせていただきます。
-

3 陳情第5号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書

- 赤木忠徳委員長 続きまして、陳情第5号、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書が出ております。庄原市の公契約条例につきましても、できるだけ幅広く入札の機会を設けるようにするためには分離発注ということは必要なことではありますが、管理の点からいうと、最終的には設計者が管理するような形になるかもしれませんが、なかなか難しいところも出てくるようで、そのあたりの問題については藤原委員がよく知っておられると思うのですが、この陳情書についてどのように対応すればよろしいでしょうか。藤原委員。
- 藤原洋二委員 もちろん当然なことだと思いますし、庄原市もそういう流れでやってきてはいると思うのですが、やはり、大きい工事の中で、電気工事のみの発注ではなくて、一式で発注というのが最近出てきておりますので、そこらについては、検討していただかないといけないので。最近、大きい学校であるとかについては一式事業になっているので、毎年出てきているのかどうかわかりませんが、最近、一括発注の事案が見受けられるということなので、学校などのエアコン設置などは、電気工事のみでの発注をしっかりとやっていますので、そこらをどう捉えるか。
- 赤木忠徳委員長 これにつきましては、総務常任委員会としては受け止めて、議員各自が一般質問なり、意見の発表をさせていただくという形の取り扱いにさせていただきます。よろしいですか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。藤原委員。
- 藤原洋二委員 他のやり方はどういうものがあるのですか。
- 赤木忠徳委員長 これは、総務として先ほど陳情書が出たものに対して、こうすべきだという決議書をつくったり、いろいろ動くことはできます。
- 福山権二委員 意見書をつくってどこかに送るということですか。
- 赤木忠徳委員長 ではないです。庄原市としてこのようにしてほしいという文章です。福山委員。
- 福山権二委員 今、庄原市はこのようにしていますよね。
- 赤木忠徳委員長 基本はそうですが、最近は、分離発注せずに入札という形が多いのです。それでは、そのようにさせていただきます。
-

4 その他

- 赤木忠徳委員長 4のその他についてですが、皆さんから何かありますか。福山委員。
- 福山権二委員 もう皆さんのところへお配りしておりますけれど、今、ロシアのプーチン政権がウクライナに軍事侵攻しているということで、大変な死者も出ているし、これまでの世界の秩序を維持しないという、まさに冷戦時代に逆行するということにもなりそうなので、しかも核兵器を使ってどうこうという話も出ておりますので、これについては広島を含めて、長崎も含めていろいろな団体が抗議してとめようという動きがあります。それで、我が庄原市議会も、平和推進条例をきよねんの3月に制定をしている議会ですから、ウクライナへの軍事侵攻の即時停止、撤退を求める決議というものを決議して、受け取るかどうかかわからないと話していましたが、ロシア大使館の大使へこの決議をして送ろうという行動をとったらどうかと思います、ぜひ御協議ください。
- 赤木忠徳委員長 現在ロシアが一方的に侵攻しておりますが、これについて新たな動きをしようということでございますが、質問です。福山委員。これ以外にも、今までありました。内乱が起こったり、クーデターが起こったり。そういうものについても、今後ともそういう外交的なものについても注視して、今後もし出ていこうということですか。
- 福山権二委員 これまで例えばアメリカのアフガンの問題についてとか、それぞれ部分的な小競り合いがあったりするのですけれど、国家間の一定の協議の中で決裂してどうこうということがあったりする分については、本当は全てすればいいのですけれど、今回は特に核兵器も辞さないというところまでいっているということが1つと、それから、これまで国際的な協調の中で、こういう国家間の紛争を一方的な武力でするということについてはやめようということで、特に核兵器禁止条約も世界で広がっていて、そういう流れができているときに、こういうことを1つの国が国際秩序を破ってやるということは、どんな経過があったにしても許されないということ、これは特別な事態であるということで、今のところは本件に限って、これを出しておこうと判断をしたのです。
- 赤木忠徳委員長 皆さんの御意見を。重要な案件でありますので、各自、意見を求めたいと思います。谷口委員。
- 谷口隆明委員 今あったように、民族間の内乱とかそういう問題ではなくて、1つの大国が一方的に自分の気に入るかいらい政権みたいなものをつくって、その承認のもとにということで作るとするのは、日本の戦前の侵略戦争と一緒に、そういうことがまかり通るといことは、国連憲章も今までの中では想定していなかった事態なので、やはりこういうことは、今、本当に、ロシア国内も含めて、きのうもロシアの学者2,000人ぐらいが反対表明したりということで、あつてはならないことなので、21世紀において。ラジオなどを聴いていても、皆さん、21世紀に何でこんなことが起こるのかとよく言っていますが、やはりそういう意味では、意見表明することは大事だと思います。ただ、法的にその決議が国際問題でどうなのかということは調べてもらったほうがいいかもしれませんが、私はあり得ると思います。
- 赤木忠徳委員長 徳永委員。
- 徳永泰臣委員 福山委員、谷口委員と意見はほとんど一緒で、平和条例をつくったわけですし、先ほどもテレビを見ましたけれども、悲惨な状況が続いているということで、普通の内乱とはわけが違う。日本もよその火事ということで見ているわけにはいかないと。台湾問題もありますし、そういう中で、やはりきちんとした態度を示しておくべきだと思いますので、この決議には賛成したいと思います。

- 赤木忠徳委員長 藤原委員。
- 藤原洋二委員 少し整理できない部分もあるのですが、アクションすることについては、異議はありませんが、他市の状況も含めて。
- 赤木忠徳委員長 庄原市議会としての意見をお願いします。
- 藤原洋二委員 異議はありません。
- 赤木忠徳委員長 坪田副委員長。
- 坪田朋人副委員長 私も異議はないです。
- 赤木忠徳委員長 全員の御意見が出すことに賛成ということでありますので、この委員会から決議書を出すということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 赤木忠徳委員長 文章につきましては、委員長、副委員長並びに事務局を含めて、ある程度、簡素化した、いろいろなところでつかれることが多いので、特に、先ほど谷口委員からも福山委員からも出ました、核兵器をちらつかせて侵攻するということに関して強調するという形で、我々広島県人として容認できることでないという形の文章にさせていただくという趣旨でよろしいですか。平和主義というものの考え方を中心にまとめさせていただくということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 赤木忠徳委員長 事務局と一緒に一つ作りましょう。そのほかございますか。福山委員。
- 福山権二委員 これを出そうと決まりましたが、実は平和交渉が始まったからいいのだけれど、最後の日にするということになるのと時期を逸するのですが、その点については早くしたほうがいいと思いますが、実際に、本会議を開かないと決議できないですね。
- 赤木忠徳委員長 無理です。
- 福山権二委員 本会議がある日まで待たないといけませんよね。一般質問のある日に短時間にはできないのか。
- 赤木忠徳委員長 それについては、議長とも相談させてもらいましょう。では、以上をもちまして、総務常任委員会を散会いたします。

午後3時5分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長